

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年5月22日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 田 村 真（横浜地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 多 田 裕 一（横浜地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 横 井 朗（横浜地方検察庁検事）

弁護士 豊 島 健 司（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 女性 会社員 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 80代 男性 無職 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性 会社員 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性 会社員 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性 会社役員 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 女性 職業の公表は希望しない

（以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 1人）

議事要旨

（司会者）

意見交換会を開始させていただきます。

この会は、裁判員を経験された皆様の御意見をお聞きして、裁判員裁判の運用をよりよいものに改善しようという趣旨で開かれるものです。

このような趣旨を御理解いただきまして、どうぞ率直な御意見、御感想を述べていただきたいと思います。

私は、司会を務めます横浜地方裁判所第3刑事部の田村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、法律家のほうから簡単な自己紹介をしてもらいたいと思います。

豊島弁護士、どうぞ。

(弁護士)

横浜弁護士会の刑事弁護センター運営委員会という刑事弁護を担当しております委員会で、事務局長をしております豊島健司と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私自身は、裁判員裁判はこれまで8件担当させていただいておりますので、弁護士会の中では比較的多めではないかと思っております。

最高裁判所のされているアンケートで、弁護人は分かりにくいという御回答が多いので、本日は皆様の御意見を伺って、今後の刑事弁護活動によりよく反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会者)

横井検事、どうぞ。

(検察官)

横浜地方検察庁の検事の横井でございます。

私は、昨年の4月に横浜の地検のほうに転勤してきました、裁判員裁判は10件以上経験させていただいております。

我々当事者は、なかなか裁判員の方々と直接お話しする機会がないものですから、こういう場の中で厳しいことも含めて正直なお話をさせていただけすると、よりよい検察官立証ができるのではないかというふうに思っておりますので、今日は非常に貴重な機会を与えていただいたというふうに感謝しております。よろしくお願ひいたします。

(司会者)

多田裁判官、どうぞ。

(裁判官)

横浜地方裁判所第3刑事部に所属しております裁判官の多田と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

私も昨年の4月にこちらの裁判所にまいりまして、そこで初めて裁判員裁判に関与することになりました。その後、こちらの裁判所で合計7件の裁判員裁判に関与してまいりました。

今日、お集まりの裁判員の皆様は、刑の重さだけの問題ではなくて、それ以外にも問題点がある事件を担当された方というふうに伺っておりますので、そういう観点からもいろいろ難しいところはあったかと思いますので、ぜひこうしたほうがよかったですというような意見、ぜひ聞かせていただければと思っております。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会者)

私、田村からも改めて自己紹介をさせていただきます。

私は、平成21年5月に裁判員裁判が始まってからずっと裁判長として裁判員裁判にかかわっています。担当した事件は60件を超えてます。恐らく全国の裁判長の中でも、担当した件数という意味では、一番多い部類に属するのではないかと思います。

最初は、さいたま地方裁判所で裁判員裁判を担当し、難しい事件もいろいろ担当させていただきました。昨年の4月から横浜地方裁判所に異動しています。

4月から12月までは第6刑事部というところで裁判長をしておりました。その際、今日いらっしゃっている3番さんと一緒に担当した事件もございます。12月以降、第3刑事部に移ったということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、経験者の方々に自己紹介を兼ねて担当した事件や全般的な感想についてお話ししていただきたいと思います。

1番さんからどうぞ。

(1番)

担当した事件は、幼い女の子のわいせつ事件の裁判でした。

被告人は、とても若い男の人だったのですけれども、争点が邸宅侵入罪という、

管理している建物に入っていることについて争われて、わいせつのことは認めていたのですけれども、住宅に入ったか入っていないかという、その管理の部分で争う事件です。裁判員は量刑を決めるということもありますけれども、将来も考えていかなくてはいけないという、人の人生を簡単には考えられないなという難しい仕事だなということを裁判員になってかなり考えさせられました。

また、裁判官の人たちの人柄がとてもよくて、毎日雑談の時間は、普段のいろいろなことを、趣味の話までできてとても楽しい思い出ができました。

(司会者)

ありがとうございました。争点について若干補足させていただきます。女の子を空き家に連れ込んでいるのですね。

(1番)

そうですね。

(司会者)

女の子を空き家に連れ込んだこと自体は間違いないのですけれども、その空き家が誰かほかの人が管理しているものかどうかという点について争いがあったという、そういうことでよろしいですかね。

(1番)

そうなんです。

(司会者)

分かりました。

2番さん、どうぞ。

(2番)

私は昨年の12月に、強制わいせつ致傷という裁判に立ち会いました。

実際に事件は、被害者が若い女性で、被告人は中年の男性ということで、事件としてのあれはよくわかるという、表現は悪いかもしれません、わいせつという事件になっています。

裁判でこのとき被害者の女性の方ですが、証人として出廷されたということがちょっと驚きでございました。

(司会者)

2番さんの事件を若干補足いたしますと、被告人が被害者を引き倒したのかどうかという点について、まず争いがあったということでおよろしいのですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

もう一点、被告人が被害者の顔を踏んでしまったことは間違いないのですが、わざと踏んだのか、逃げようとしてたまたま踏んでしまったのかという点について争いがあったということですかね。

今お話をあったとおり、被害者の女性が証人として法廷に来られて、直接被害者の女性の話を聞いたと、そういうことですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

3番さん、どうぞ。

(3番)

私が担当させていただいた裁判は、昨年11月から12月にかけて被告人がお二人を殺害した事件でした。

弁護人側も検察側も殺人については争わないというケースで、被告人が、精神を患っていたケースで、精神を患っていた状態で完全責任能力の有無が争点となっていた裁判でした。

全くもって殺人を認めている時点で、ある程度の重い量刑はあると思ったのすれども、法曹的な見解から精神を患っている人は救済、助ける必要が、刑務所に

入れるのではなくて、その病を治してあげるという見解を持っているということが一般市民とは違う見解なんだなというところが一番大きかったです。

(司会者)

ありがとうございました。若干補足いたしますと、3番さんが担当された事件は、被告人が近隣住民二人を殺害したことについては争いがない事件だったということですね。また、被告人が精神病にかかっていたということについても争いがない事件だったということでおろしいですかね。

検察官は、被告人が精神病にかかっていたけれども、判断する能力やコントロールする能力に特に問題は生じてないから、責任能力は完全にありましたよという主張をしていたのに対し、弁護人は病気の影響で判断する能力やコントロールする能力がなかったか、著しく低下していたということを主張したという、そういう事案だったことですかね。

3番さんが一番違和感を感じたのは、人を二人も殺しているのに病気の影響で判断する能力やコントロールする能力がない場合に処罰できない、処罰するのではなくて病院に行って治療すると、そういう仕組みになっている法律の仕切りが意外だったというか、理解できないと最初思ったということですか。ありがとうございました。

4番さん、お願いいいたします。

(4番)

私が担当させていただいたのは、住居侵入、高齢者の女性の方のお家に入られて強盗致傷ということで、けがを負わせて金品を強奪したという事件だったのですけれども、その後盗んだキャッシュカードを使ってお金を引き出しているという窃盗ということで3件の、被告が一緒だったので3件の事件を扱うものだったのですけれども、最初に4日間の中でこんなにたくさんのがいっぱい理解できるのかということがまず不安だったというのと、あと、最初にいろいろな説明をされて証拠品がたくさん出てきたのですけれども、最初にどこを見て、どこのポイントを見て

いったらいいのかというのが最初は分からなくともだんだん分かってきますという感じだったのですけれども、気づいたときにメモをしてというお話だったのですが、とにかく証拠品とかたくさんのものが出てきて、どこがポイントになっているのか分からなくて、とりあえずはメモをしておいたほうがいいかなという感じでメモをしていたのですけれども、戻って評議するときに、やはりそのメモがないと話が進まなかつたですし、やはりたくさんのものを一遍に理解するというのは難しいなというのが最初の印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。4番さんの担当された事件は非常に複雑な事件で、なかなか大変だったと思うのですけれども、若干補足しますと、被害者に暴力を振るった後に物を奪おうという意思が生じたのか、それとも暴力を振るう前から物を奪おうという気持ちがあったのかというところが一番の争点だったということでおろしいですかね。

弁護人は、暴力を振るった後に物を奪おうという意思が生じたので、強盗致傷罪という犯罪ではなくて、強盗罪と傷害罪という二つの犯罪が成立するのですよと主張したのに対して、検察官は、暴力を振るう前から物を奪う意思があったので強盗致傷罪という犯罪が成立すると主張したと、そこが争いになったということですかね。ありがとうございました。

5番さん。

(5番)

私が実は担当した事件というのは、やはり殺人事件でして、実はもう、はっきり申しまして7日間ということでやりまして、専門家でもないものですから、1から10まではっきりしたことは覚えておりません。ただ、殺人事件ということで、男性が女性に対して馬乗りになってバスタオルで絞めたと。それに対して、そのときには精神的な有無ですね、有る無い、それに対しての責任能力の判断と。それからその殺しているときには、本人が、弁護士さんが言う、靈が取りついていたという

ことで、それがあつたかないかとか、そういう判断でいろいろ日にちを重ねて述べていったということで、結果簡単に申しますと、その精神的な有無について、病院の先生に対して質問をした後に、判断をしたぐらいの記憶しかないので。事件に関してはですね。

(司会者)

御感想は特にござりますか。全般的な感想がもしございましたら。

(5番)

よろしいですか。ちょっと言葉悪く言いますが、そもそもここに選ばれる前はテレビとか新聞その他を見ますと、判決に関してはいつも、何だおい、被害者の方は全然考えてないじゃないかと、どのような見解で決めているということが大半で、一方的な思いしかなかったのですが、そんなことでちょっと臨みましたところ、第1日目、当然そのときは五十何名の方が来て、そのうちの6人が選ばれるということで、その後にすぐ午後から裁判に入るということで、それはすごく複雑な気持ちもありましたのですが、それと同時に、最初に裁判官の方3名と会いましたときに、どんなものかという疑いをまず人間的な対応で崩していただいたということで、すごく安堵感は持てました。

7日間ともずっと昼時間は裁判官3人と一緒に食べました。これもすごく連帯感を持てたなということで、話していること、私なんか聞くのが精一杯でしたが、3人の方、皆さん真っ黒になるぐらいのメモをとっているわけですね。そういうことをみると、やはりさすが専門職であり、よく勉強なされているなと。それから一連の質問、検察官の方、弁護人、いろいろなことの質問に対しても、非常に事細かく、それから我々が控室に入ったときに、要するに評議するわけですね。そのときの説明に対しても、二日前にはどうだったと裁判長が言うと、もう一人の裁判官がぱっとメモを出すわけですね。我々でしたら、本当に15分ぐらいかかるべきのう、おとといの話かというふうなことなのですが、そういう点もありますて、話長くなりましたが、裁判員に選ばれたときの印象、これは完全に裁判官の方に対しての印

象が僕はがらりと変わりました。

殺人事件、傷害事件の判決に対しては、軽いな、重いなどということは、あれだけ勉強なされてしっかりと審議なされた方がやっていることは、もうこれは全然私の素人の考えとは違うなと、そういう意味では本当に安心という意味はないのですが、そういうふうなちょっと良い印象がとれたというのは全般的な印象です。

(司会者)

過分なるお褒めの言葉、ありがとうございます。

5番さんが担当された事件を若干補足しますと、殺人事件なのですけれども、まず被告人に被害者を殺そうという意思、殺意があったかどうかについて争いがあつたということでよろしいですかね。

(5番)

そうです。

(司会者)

もう一つ、責任能力も争いがあったと、弁護人は被告人が精神病にかかっていて、その妄想に支配された状態だったので判断能力やコントロール能力を欠いていたという、そういう主張をしていたということですね。

それに対して検察官は、殺意はあったし、そのようなそもそも精神病にかかった状況ではないと主張していたという、そういう事案ですね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

分かりました。

6番さん、どうぞ。

(6番)

私の場合は、日米の犯罪人引き渡し条約で日本に引き渡された最初のケースの被告人でした。

事件の内容は麻薬の密輸なのですが、私たちが普段生活している中で、麻薬といふものに対して、本当にテレビの中の出来事としか思えないような非現実的な問題でありながら、その事件に関してどのように、その被告人に対して何を考えていったらいいのかなということがまず最初分からなくて、裁判長のほうからは、ただメモする前にじっくり話を聞いて、それで自分の頭で判断していくってくれということは言われておりましたので、そのようにさせていただいて、だんだんにその内容を自分なりに理解できるようになったときに、いろいろとこういう点が疑問点というところが浮かび上がってきて、何となくこの人間に対して何をしていったらいいのかということが分かってきました。

それで、被告人はアメリカ人だったので、通訳が入ったので最初のころはそれがとても、日本語と通訳、英語というような形で事件を聞いておりましたので、かなり疲れた部分はありました。

ただ、私たちは4日間で終了したのですが、その間に裁判官の方たちがとても私たちをリラックスさせてくださるようにしてくださったことがとてもありがたくて、休憩も割とこまめにとつていただけて、本当にスムーズに、私たちの中ではいろいろな意見を出し合いながら解決していく問題だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番さんが担当された事件を若干補足しますと、在日アメリカ海軍の軍人であった被告人が、軍事郵便を利用してカナダから麻薬と覚せい剤を日本国内に密輸入したという、そういう事件ですね。

(6番)

はい、そうです。

(司会者)

MDMAという麻薬と覚せい剤を輸入しているのですけれども、被告人はMDMAが入っていることは分かったけれども、覚せい剤も入っているということは分からなかった、覚せい剤まで輸入する認識はなかった、そういう主張をして争った事件

ということでよろしいですかね。

(6番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。

今、お聞きしましたとおり、今日いらっしゃった皆さんに担当された事件はいずれも争いのある事件、否認事件ということになります。

ということで、どこに争いがあるのかということを理解できたかどうかということがまずポイントになると思います。その点、また順次お聞きしていきたいと思います。

皆さん、本日、裁判所に来られて担当された事件の資料を御覧になってますよね。今お手元にございますか。

冒頭陳述というペーパーが入っているのでちょっと見ていただけますか。検察官ですと冒頭陳述要旨という書き方ですね。弁護人ですと冒頭陳述メモとか冒頭陳述という書き方をしていると思うのですけれども、お手元にございますかね。

このペーパーに基づいて、冒頭陳述をまず最初に行います。それぞれの立場から証拠によって証明しようとする事実を述べたものです。この冒頭陳述をお聞きになって、どこに争いがあるのか、検察官と弁護人の言い分にどこに違いがあるのか、どこを我々は判断すればいいのかということがお分かりになったでしょうか。

まず、そこから皆さんにお聞きしていきたいのですけれども、2番さん、いかがですか。2番さんの担当された事件ですと、先ほども整理しましたとおり、被告人が被害者を引き倒したのかというところと、意図的に被害者の顔を踏みつけた、わざと踏みつけたのかというところが争いがあるのですけれども、そこに争いがあるということは、お聞きになって分かりましたか。

(2番)

それは分かりました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

検察官側の冒頭陳述要旨も、弁護人側の冒頭陳述メモも、今回争われている責任能力の部分だというところは、こちらの要旨にしてもすぐ理解をすることができました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

検察官側の紙があったので、そこに争点というところがあって、検察官の主張と弁護人側の主張と並行して書かれていたので、どこが争点になっているのかというのがすぐ分かりました。

(司会者)

なるほど、検察官の冒頭陳述のペーパーの中に争点が書いてあったのですね、まとめて。

(4番)

はい。

(司会者)

それが非常によく分かったと。ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

今、言ったとおりに、僕の場合には、結構聞いていたのですが、弁護さんが争点にすることのしゃべりが非常に、そんなに長くしつこくなく、どちらかと申しますと検察側のほうの方がいろいろと説明を出されておりましたので、それに対して

の検証をするということだったものですから、要するに意見としましては、要は相反する、当然弁護人さんですから被害者に対しての保護ということは被害者が死ぬと思っていなかったですとか、その人に殺す能力がなかったという、要は全面的にそれを否定するという意味合いであって、それに対して当然検察の方はいろいろな資料を持ち、いろいろな言葉でしたということですけれども、相反するんだなという、僕は今その印象ぐらいしか細かいことはしゃべりませんですが。

(司会者)

4番さんが、検察官の冒頭陳述の中に争点が、争いあるところが要領よくまとまっていたので分かりやすかったと、それすぐ分かったというお話をされていたのですけれども、5番さんが担当された事件ではいかがでしたか。

(5番)

僕は、どちらかと申しますと、大まかには分かれていましたけれども、やはり検察官のおっしゃっていることが、やはりちょっと長かったということもございますし、それだけ頭にたたき込むことできませんでしたので。

(司会者)

冒頭陳述が長かった。

(5番)

はい。そうですね。すごく調べ上げて、そうなのかとの印象がありましたので、ですから、ちょっと専門的に何も言えないのですが、要するに弁護人の言うことに対するは当然弁護するのですからわかるなと。あとは、それに対して検察官の方がそれを一つ一つこうであったという説明の話をしたという印象しかありませんですね。

(司会者)

最初の冒頭陳述、検察官がどうも長すぎて余り頭に入らなかった。

(5番)

そうですね。それから弁護人の方がいかにも非常に短かった。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

6番さん、いかがでしょうか。最初の冒頭陳述でどこが食い違っているのかが分かったかというところなのですけれども。

(6番)

私たちが担当したところは、検察官の方も要領よくまとめられていて、逆にちょっと弁護士さんたちのほうが分かりづらい部分が。それでまた通訳が入ったもので、やはりそこのあたりで微妙な差がある。かなり弁護士さんのほうが気を遣われていたようなのがありました。

(司会者)

なるほど。ただ、どこに食い違いがあるのかということは、よくお分かりに。

(6番)

それははっきり分かりました。

(司会者)

ありがとうございます。

冒頭陳述について今、御意見をお聞きしたのですが、当事者から何か御意見なり質問ございますか。

いかがですか。豊島弁護士さん。

(弁護士)

特にございません。

(司会者)

検察官、何かございますか。

(検察官)

特にございません。

(司会者)

それでは、次の証拠調べに入りたいと思います。

証拠調べというのは、公判で例えば証拠書類を検察官が読み上げたり、写真を皆さんに見ていただいたりする。あるいは証人や被告人の話を直接聞くというものです。

3番さんからお願ひしてよろしいですかね。公判で見たり聞いたりしただけで、証拠の内容を十分理解することができましたかと問われたら、いかがでしょうか。

(3番)

写真であったり、実際の凶器となったナイフなども拝見したのですけれども、この写真がどういう状況を立証している、被告人のこういう行動を立証しているという検察官の意見と、それに対する弁護人の反論、包括的に聞いていて内容自体は分かりやすく、恐らく裁判官の方も弁護人の方も裁判員向けに分かりやすく話をされていました、または内容をまとめましたと 思いますので、そんなに多く違和感を感じたり、ここはよく分からぬなというところは特にはなかったです。

(司会者)

3番さんの事件では証人の方6人に話を聞いているんですね。いかがでしたか、その証人尋問を聞いていて。

(3番)

はっきり言いますと、その事件があつてからしばらく日がたつてから裁判が始まったケースだったと思うので、証人の方の記憶もあやふやな面が多くて、ちょっとそこについてはこちらとしても判断しかねるところは多くありました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。証拠の内容はちゃんとよく理解できたかという点です。

(4番)

先ほどもお話しさせていただいたように、証拠品、写真ですとかというものがすごくたくさんあって、最初にわっと見せられて、最初の冒頭陳述の中には出てこな

いようなものが写真にあったり証拠品にあったりとかして、それはどこに出てくるものなのだろうというのが最初は全然理解ができなかつたのですね。そのうち、証人の質問があつたりとか、あつ、あの証拠品はここにつながっていたのかというのが日にちを重ねるごとにやっと理解ができたという感じなので、最初だけではちょっと理解ができないことも、4日間通してそこにつながるのかという、証拠に関してはだんだん理解がてきたかなという感じだったのですけれども、あと、呼んでいる人のこと何ていうのでしたか。

(司会者)

証人ですか。被害者の方を証人尋問していますね。

(4番)

証人の方に弁護人の方が御質問とかされてたりするのですけれども、たまに、あれ、そこはそれ以上は突っ込まないんだという、そこまでしかお話ししないんだとか、その質問はどういうことを言いたくてその質問を投げたのかなというのがたまに分からぬことがあつたりして、その受け答えも、あれ、その回答でと、ありがとうございましたで終わっちゃうときとかあって、今の質問はどういうことを聞きたかったのかなというのが、たまに理解ができないこととかはありましたけれども。

(司会者)

質問の意図、趣旨が分からぬという御指摘だったのですが、これは弁護士さんの質問ですか。

(4番)

そうですね。多分、きっと、分からぬですけれども、もちろん弁護されるので証拠とかそういうタイミングとかを図られて、今する質問なのか、次の方に対してもしようと思っている質問でとておいでいるのかとか、きっとそういうことがあるんだろうなというような想像は何となくできたのですけれども、最初のうちはそのやりとりが、あれ、もっとそこで聞かないのかなというのは素人ながら思つたりし

て、でもその4日間終わってみれば、ああ、あの質問はこういうことを聞きたかったのだろうなというのが全部分かってきたかなという感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。

最初に指摘された点で、検察官の請求した証拠品ですか、証拠物という言い方を法律家はするのですけれども、証拠品がなぜ必要なのかということが最初分からなかつたということをおっしゃっていましたけれども、それは調べる順番を考えたほうがいいのですかね。もうちょっと後で調べたほうが分かりやすかったのですかね。

(4番)

そうですね、例えばその冒頭陳述の中、バールで傷つけてとかといってバールが出てくるのだったらわかるのですけれども、最終的には関係があるのですけれども、クローゼットの写真がいきなり出てきたり、それは結局そこにいろいろなものを隠していたりとか、けがしたときの血が飛び散ってたりというのが最終的にはそこにつながってくるのですけれども、いきなりそういう写真が出てきてわーっと並べられて、どうしてクローゼットの写真が重要なんだろうなとか、そういうのが最初分からなかつたですね。

(司会者)

なるほど。検察官が請求した証拠、恐らく統合捜査報告書という証拠だと思うのですけれども、そこについている写真がディスプレイに展示されますよね。なぜこの写真が展示されるのか意味が分からなかつたと。

(4番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

私はいろいろと証人の方のしゃべっていることも分かりましたし、こちら側で写真とかいろいろ見せられて説明されたのもそれなりに素人なりに理解をしておりました。何でそういうような単純に理解したかということは、その間において、例えばモーテルで殺人事件があったわけなのですが、モーテルから支払いをして今度何か車を自宅の親から呼んで、たかだか10分15分の間に運転する、それも右側に座ってできるかどうかとか、我々の想像できないようなことまで検証しているという点で、もう非常にそこで信頼感を持ちましたので、理解をしたつもりです。

(司会者)

ありがとうございます。精神科のお医者さんの話、ありますよね。いかがでしたか、お医者様の話は分かりやすかったでしょうか。

(5番)

それは確かにすごくベテランな先生だと思いました。90回ぐらいはしていると言っていましたね。質問することに対しても、今までそういうことに慣れている先生に対しても、お互いに真剣味を持ったやりとり、それは真剣味を持ったというのは私の目で見ているわけですけれども、その質問する内容も、裁判官は先生が戸惑うようなことがあるぐらいの突っ込み方をしていましたので、そういう点では本当に一生懸命という、変な話、仲間同士じゃないですけれども、そういうことはなくして、最初に言ったとおりで、僕は自分が思っていた裁判官に対する意識を覆されたのですね。裁判官や先生も真剣に答えていたということで、すごく信頼を持てたというのが自分の印象です。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、聞き落としてしまったのですけれども、3番さんも精神科の先生の証人尋問が行われていますね。

(3番)

はい。

(司会者)

いかがですか、精神科の先生の話は分かりやすかったですか。いかがでしょう。

(3番)

精神科の医者の方も、裁判員向けに分かりやすく説明をされていたので、あと、医学的な専門の方ということで、率直に言うとどこを疑えばいいのかというのは、その医学的な見解にどう自分が疑問点を持つかというのは難しいところで、やはり専門の方が説明されていることなので、そこに関しては異論を挟む余地はないのかなというのが率直な意見でした。

(司会者)

それを前提とすると、よく分かったということですかね、やはり。話されていることはよく分かったと。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

うちの事件の場合は、平成16年、もう10年もたっている。ですから、証拠品と申し上げても写真で見せられるだけで、あとその写真で見せられたときにその量がどのくらいの量で、これがどんなふうになるかという部分でちょっと分かりづらいところがあって、そのくらいしか証拠写真というものもなかつたので、その証拠の部分に関しては、ちょっと分かりづらかったというところはありました。

(司会者)

6番さんの事件は、証人尋問は、証人を調べるということはなかったのですかね。証人の人が出てきて話を聞くということはなかった。

(6番)

証人ないです。

(司会者)

基本的には、写真とか、話をまとめた書面の読み上げですかね。

(6番)

はい。それで、だから証人という方も出てこられないし、その人が使っていた人という方も、もう勾留中だということで。

(司会者)

刑の執行ですね。

(6番)

はい、やっているということなので。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

1番さん、いかがでしょうか。証拠調べの内容がよく理解できたかということなのですけれども。

(1番)

写真と小学校から被害にあった場所までの地図などがあって、かなり分かりやすかったです。

(司会者)

先ほども整理しましたように、空き家ですね。女の子を連れ込んだ空き家を管理している人がいたかどうかが、管理されていたかどうかが争点だったのですけれども、その関係で二人の証人の方を調べていますよね。

(1番)

証人の方の記憶がかなり曖昧で、何年に管理していたか、管理会社が変わったからということで、その点について証人もそれを聞かれるとは思っていなかったみたいで。曖昧だし、その被害を、自分のところで起きたことに対して申しわけない気持ちもあるような感じでビクビクしながら証言をされていたので。証言が本当だっ

たのかということを裁判員で話し合うのはすごい時間かかりました。記憶が曖昧な点について。

(司会者)

証人の方の記憶が曖昧になっていて分かりにくいということですか。

(1番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

私の事件では、証拠品として被害者の方の傷の程度の写真ですね。それが展示されまして、そのほかに直接の事件には関係ないのですが、加害者の方がいろいろな器具を持ってうろちょろしたというふうなことで、そういう実際には事件には使用しなかったのですが、そういうものを持っていたというような形で写真が証拠として出されましたのですが、余り直接の被害に遭われた方がどの程度の被害に遭ったのかというようなところは、写真が1枚か2枚だったと思いますが、けがの程度の、それほどではないんじゃないかなというようなことに見受けました。

証拠としては、ですから私、余りよく、その事件の証拠写真として、証拠としての、どう申し上げたらよろしいのか、よく分からぬと思いましたね。証拠として出されたものが、どこまで証拠として採用されるのかというようなことですね。

(司会者)

分かりました。

当事者から何か御意見等ございますか。豊島弁護士いかがですか。

(弁護士)

では、1点だけ。

1番の方と3番の方が、証人の方の証言が曖昧であるとか、記憶があやふやだっ

たというようなことをお話しされまして、記憶が曖昧とか証言が曖昧であると、何が事実であったかというのはなかなか理解できなかったのではないかなと思うのですが、そういう状況で裁判はどんどん進んでいくわけですけれども、その曖昧やあやふやだったところについて、どういうふうに整理してその次の手続に臨んでおられたのかというようなことをちょっと教えていただければと思うのですが。

(司会者)

豊島弁護士さん、申しわけないですけれども、裁判員の皆さんとしては、分からぬいな、曖昧だなと思ってそのまま進んでいって、最後の最終評議のところでその点についてみんなで考えるということも恐らくあるんじゃないかなと思うのですけれどもね。一つ一つその場面で解決、先に行くということは余りないと、恐らくないと思うので、それはそれでよろしいですかね。

(弁護士)

はい。

(司会者)

横井検事、何かございますか。

(検察官)

先ほどの議論と関連しちゃうのですけれども、特に3番さんにお伺いしたいのですが、争点が責任能力ということとなりますと、そもそも最初の争点の段階で責任能力についての概念が多分提示されたと思うのですが、その境界線が何かということについての御理解があった上で証拠調べに入れたのかということが1点と、2点目は、その入った段階で、そのお医者さんの供述が責任能力の中でどういう位置づけになるのかということを証言を聞きながら御理解いただけたのかという、この2点をお伺いしたいなというふうに思います。

(司会者)

3番さん、いかがですか。

(3番)

まず責任能力の部分の判断基準ですけれども、裁判員を経験して初めて責任能力、精神病ということを知って、公判の前に裁判長などから責任能力についての一定の説明を受けまして、今回争われている完全責任能力もしくは心神耗弱、心神喪失の基準も説明を受けた上で公判に臨みましたので、その基準については自分の中でほかに一緒にいらっしゃった裁判員の方も恐らくそうだと思いますけれども、一定の理解は持って臨んだと思います。二つ目の質問は。

(検察官)

二つ目の質問は、お医者さんの話を聞いて、その判断基準の中に自分でちっと落としめるような立証というか尋問になっていたかというところをお聞きしたかったのですけれども。

(3番)

その点については、自分の中では、お医者さんの見解も一つの自分の中の、もしくはその裁判官、裁判員含めた議論の中での意義のある判断基準として、自分の頭の中で一つの判断材料としてあったと思います。

(司会者)

若干補足いたしますと、今、裁判官は、精神科医に対して、責任能力の判断の枠組みとか責任能力がどうなのかという結論的なことは言わないでくれというふうにお願いしています。その被告人の精神病の状態がどうなのか、どういう精神病症状が現れていたのか、その症状が犯行にどういう影響を及ぼしたのか、というところ、判断の材料に限ってしゃべってくれということをお願いしていますので、余り責任能力の判断、そのものと結びつくようなことは恐らく出てきてないのかなという感じはいたします。

では、先に進みたいと思います。

今、証拠調べの問題点についてお聞きしました。次に論告、弁論の問題点をお聞きしようと思ったのですが、時間の関係がありますので、評議の問題点についてお聞きしていきたいと思います。

評議の問題点の中の話しやすい雰囲気でしたか、十分な議論ができましたか、というところからお聞きしたいと思います。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

裁判官の方とかも、しーんとなると、じゃあ何番さんですかとか言ってくださるし、話しやすい雰囲気で特に違和感、ちょっと言いづらいなとか、そういうことは感じなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

話しやすい雰囲気は言ったとおりで、7日間お昼の食事も一緒に、最初の日から、変な話うちのお客さんよりよっぽどいい対応と、話をしてくれたということで、非常に話しやすい雰囲気でした。

それからもう一つは、十分な議論かというのは、ちょっと休憩もう少し多くとつてくれというぐらい真剣にやりましたので、そんな印象です。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

話しやすい雰囲気でした。とても裁判長の方が気を遣ってくださって、それはもうみんな自分たちの言いたいことを言える環境で話し合いができました。

それで十分な議論ができたかというと、やはり6人でさまざまな意見が、やはりいろいろな考え方の方がいらっしゃって、そこは十分に議論できたと思っております。

(司会者)

ありがとうございます

1番さん、いかがですか。

(1番)

とても話しやすい雰囲気で、裁判長も厳格な感じにあった想像がみんな崩れたという感じで、でも話は真剣にみんなしているので、最後は女性の、私以外の二人は泣いていました。惜しんで。

(司会者)

名残惜しくて。

(1番)

はい。名残惜しくて泣いていました。

(司会者)

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

非常に和やかな雰囲気で検討させていただきました。先ほどの5番さんからもお話をありましたように、一緒に昼食をしながら雑談といいますか、いろいろお話をいただきて、その後の検討の事項に対してのいろいろアドバイスをしていただいて、非常によかったですと私は思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。私がいるのでちょっとしゃべりにくいと思いますけれども。

(3番)

初日から裁判長の趣味の話で始まった担当の裁判でしたけれども、本当に話しやすくて、ほかの2名の裁判官の方も。すごく厳かなイメージの中で裁判員裁判も進んでいくのかなという最初そういう心構えだったのですけれども、ほかの皆さんにおっしゃったようにとても和やかで、話しやすい雰囲気が出ていましたので、ほか

の裁判員の方も自由に意見を話したと思います。

十分な議論についても、時間、ちょっとその十分な議論というところなのですけれども、時間の都合もあるのでどうしても決まった日数の中で、会社みたいに残業残業というわけにはいかないと思うので、ちょっとそれに関しては、もう少し議論してもいいなという点はありました。毎日長くとも5時までということで、1日か2日ぐらい、その日の議論が終了してから裁判官の方が出てから裁判員だけちょっとああだこうだとやっていたら、係の方がちょっと来て、もう帰ってくださいと。その日にとったメモや資料なども持ち帰れないということで、自分たちの頭の整理のためにもやはり予習・復習というのではないですけれども、やはりある程度まとめる時間もほしいなといったところが本音のところですね。もう少し時間がほしかったなというところはありました。

(司会者)

私も、この事件が終わった後、ちょっと日程がタイトだったなというふうに反省しました。

ただ、丸三日間とっているのですね。丸三日評議の時間をとり、かつ論告弁論といって検察官、弁護人が意見を述べて審理が全部終わった後のその日もたしか午後評議していましたよね。

(3番)

はい。

(司会者)

ですから、全部で3・5日評議したのですけれども、やはりちょっと難しい事件だったので足りなかつたですかね。申しわけなかつたですね。ありがとうございます。

それでは、次の話題に移りたいと思います。

証人や被告人の話の信用性を判断するのは難しかつたですか、難しかつたとすれば、その原因は何ですかというところなのですが、6番さん、いかがですか。

(6番)

証人は、さっきもお話ししたようにいなかつたのですが、被告人がアメリカ人なので、ちょっと国民性の違いで、その態度を見ているだけではその人の言っていることは本当だかうそだか分からぬ、そういう難しさがありました。

(司会者)

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

信用性を判断するのは難しくなかつたのですけれども、裁判員の人とエレベーターで移動するときに、あれで女優とかだったらうまく答えると量刑が少なくなったりする、演技と演技じゃないその差って何だろうねという話をしたことがあります。

(司会者)

被告人ですか。

(1番)

被告人ですね。

(司会者)

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

難しくなかつたと私は思います。

(司会者)

3番さん、いかがですか。

(3番)

証人の方も被告人の方も記憶が曖昧で、弁護人の方や検察官の方が質問しても的を射ている答えがあつたり、ちょっと論点がずれている答えをしたり、あやふやということで、こちら側としてどれを判断基準としてとるべきか、難しかつたです。今回の被告人の方が精神病を患っていたということで、その受け答えにとてもとても声も小さくてあやふやで分からぬ、無言であつたりする場面もありました。

(司会者)

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

私はすごい難しいと思いました。私の担当した被告人の方が、過去にもいろいろなことをされてきているというバックグラウンドもあったので、そのときの態度と受け答えを真剣に見るようにならましたけれども、やはりすごい難しいと思いました。

(司会者)

なぜ難しいのですかね。

(4番)

そうですね。原因は何ですかと言われると、すごい難しいのですけれども。やはりその短期間で、その人の人となりといふか真実を知ることがやはりなかなか難しいということだと思います。じゃあ、それが1週間とか2週間かけたらもっとわかるようになるのかといわれると、そこはクエスチョンですけれども、やはりその短期間でのやりとりを見て、その人が本当に正しいことを言っているのか、情状酌量を考えてこういうふうに言ったら心証がよくなると思って言う態度なのかというのを、そこはちょっと見抜くのは素人では難しいなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。

検察官の主張と弁護人の主張がそれぞれ出ていたと思います。どちらを支持するかについて当然評議の中で意見を聞くことになるわけですけれども、その意見を言うのは難しかったですかという、そういう問いただす。難しかったとすれば、その原因はどこにあるのかということです。

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

検察官の話しが、裁判員の一人一人や周りを見ながらすごくお話しされる方なので、何であんなに上手なのですかとエレベーター移動のときの雑談のときに裁判官から教えていただいたときに、アナウンサーから勉強することもあるから、すごい話しが違うんだよねという、私は検察官の資料もすごい分かりやすかったのですけれども、話しがとても分かりやすく、裁判を受ける際にとても参考になりました。弁護士の方の話しが全然違いました、何か本当弁護士の方を責めているわけではないのですけれども全然違いましたので、私は逆に検察官の方と弁護人の方が逆になつたらどういう裁判になるんだろうというのをちょっと想像しながら裁判を見ていました。

(司会者)

もし、その話しが上手な検事が弁護人として。

(1番)

出ていたらどうなるんだろうなと。

(司会者)

ありがとうございました。

3番さん、いかがですか。

(3番)

期間中、今日は検察官の主張は分かりやすい、今日の弁護人の主張は全く反論になつていて分からぬといふような、毎日シーソーみたいにころころ変わつたのですけれども、全体的な印象として、たまたまだと思うのですけれども、自分の印象では検察官の方が主張することが、どうして今それを、今このタイミングでその主張をして何を証明したいのかがたまに分からないところがあつて、それに対して弁護人の、それと比較すると、弁護人の方の主張のほうが分かりやすい場面もあつて、どちらを支持するかといふと、やはり自分たちに分かりやすく入つてきたほうの主張を支持してしまひがちだったので、今日は検察官の意見を支持できる、今日は弁護人のほうが分かりやすかったという、ちょっとところころ、最後結論に至

るまではころころ変わつていった印象でした。ちょっと難しかつたかなというところです。

(司会者)

ちょっと今の御意見を整理すると、意見が変わるって、法廷での証拠調べの場面ごとに意見が変わるということですか。それとも評議三日間以上やつたものですから、評議のその中で変わっていったという、どっちが。

(3番)

公判中ですね。

(司会者)

公判中ですね。公判中の証拠調べの中身に応じて、その都度自分の考えている意見が変わっていったと。

(3番)

はい。

(司会者)

分かりました。なぜ難しかつたのですかね。

(3番)

やはり裁判員としては、検察官側の主張も弁護人側の主張も、ある程度洗練されて分かりやすく主張していただかないと、あやふやだとちょっと判断に困る部分があつて、どうしても最後は自分の主觀とかも入つてしまうのではないかという不安はありました。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

評議の中でですよね。私の担当した事件で、皆さんで話し合つているときは、検察官の主張が全部正しいとか支持できるとか、弁護人の人が支持できるというわけ

ではなくて、検察官の大半は支持できるけれども、あの部分は全然立証できていなかよねとか、部分的には理解できるし立証できていると判断できるけれども、ここは違うよねといった形でいろいろ意見を交わすことができたので、そういう意味では意見を言うのは難しくはなかったですね。

裁判長の方とかも、別に人の意見を聞いて、あ、そうだなと思って意見を変えることは別に構わないんですよというのも言ってくださったので、みんな一周するうちに、やっぱりあれはちょっとと考え直しますみたいなものもあったりして、自分の意見を言うことも難しいと思わなかったです。

(司会者)

4番さんが担当された事件の判決では、折衷的な判断になっているのですね。検察官の主張と弁護人の主張の折衷判断なのですね。これは玄人的な判断で、裁判員の皆さんには難しかったんじゃないかと思ったのですけれども、そうでもなかったと。

(4番)

そうですね。事件が幾つもあったというのもありますし、それはあの部分は合っているけれども、あれは何か信頼を置けないんじゃないみたいなのは結構ありましたね。だから、弁護人が全て、検察官の言っていることが全てというようなあれはなくて、本当に1個ずつ、これは検察官の言っていることが立証できているかどうかというのを一つずつ確認するような感じだったので、分かりやすくというか、そういう形です。結果的にそうなったという。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、次の話題についてお聞きしたいと思います。

非常に重要なことなのですけれども、評議の中で裁判員と裁判官との共同作業ができたと思いますかということですね。

それと裏腹の問題ですけれども、裁判官が裁判員を誘導していると感じる場面は

ありましたかということをまとめてお聞きしたいと思います。

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

そうですね。誘導しているんじゃないのですけれども、それぞれの立場に立ってお話ししてくれるのと、裁判員と一緒にになってこれはこうだよねというふうに話をしてくれるので、その立場によってどういう考えがあるかを説明してくれたりしたので、共同作業ができたのではないかなど。

(司会者)

裁判官がそれぞれ異なる見方を提示してくれた、切り口を示してくれたので、議論もしやすかったということですか。

(1番)

そうです。議論しやすかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

私たちの事件では、裁判官から過去の事例についてお話しいただいて、それに基づいて協議いたしました。ですから裁判官が誘導するとかそういう形のものではないと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

特に誘導しているなという感覚は、私は感じなかったのですけれども、多少どうしても裁判員だけで話をしていると全く進まない、その判断というものが人を裁くということでなかなか判断し切れない、判断できないというところもあるので、進

行という形で裁判官の方が次はこう、次はこうというふうな議論を順序立てて方向性を導いてくれていることについては誘導とは思いませんので、誘導していると感じる場面はなかったと感じています。

(司会者)

共同作業になっていましたかね。

(3番)

そうですね。共同作業、裁判官と裁判員で議論がぶつかったりだと、そういう議論がぶつかったことに対して、一つ一つ解決していくというふうに裁判官3人の方と裁判員6名ですか、全員で取り組めたという印象があります。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

難しい用語とか、ちょっと分かりづらいときは裁判官の方が説明してくれたりフォローしてくださったりしていたので、そこでまた議論が進んでいた感じだったので、そういう意味では共同作業という形で進んでいて、あと普通の意見を言ったりするときは裁判官の方も本当に自分の一個人の意見という形で私たちと同じような感じで意見を述べられていたので、専門家だから言ったことが強く反映されるということは特に感じなかつたので、誘導されているというイメージもなかつたですし。

(司会者)

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

これ質問のとおり、共同作業ができたというのならば、十分できたと思っております。

それから、この誘導的というのは、感じる前に、これは僕にしては一切ございませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、いかがですか。

(6番)

裁判員を誘導しているという感じは、一切ありませんでした。

それでまた、裁判長が皆さんのお意見をうまく引き出すように、こちらが返したことに対して、またそれに対して意見を言いやすいような環境をつくってくださったということはありがたく思っています。

4番さんがおっしゃっていたとおりに、分からぬことがあるともう一人の裁判官の方だったのですけれども、とても上手に分かりやすく説明してくださったことには、私たち裁判員は感謝しています。

(司会者)

ありがとうございます。

すみません、時間がないのでちょっと御意見なり感想ということでお願いしたいのですが、今のお話を聞かれて、豊島弁護士いかがでしょうか。

(弁護士)

弁護の問題点などの御意見もいただきましたので、また弁護士会に戻って研修などに生かしたいと思っております。

(司会者)

検察官、どうですか。

(検察官)

検察官としましても、やはり裁判員の方々に分かりやすい立証を努めていかなければいけないと新たに思うことができたので、大変貴重な機会だったというふうに思います。

(裁判官)

全体的には、肯定的な御意見が多かったかと思いますけれども、一部こちらとし

てはやり方を考えるべき点も指摘されたと思います。裁判のやり方は施行後5年、裁判員裁判が始まって5年たっていますけれども、まだ今、改善する余地があると私たちとしては考えています。いろいろな工夫を現在しているところですので、今日いただいた御意見は非常に参考になると思います。いろいろ工夫していきたいと考えています。

(司会者)

記者の方からどうぞ、御質問があれば。

(朝日新聞)

では、裁判員の方にお聞きいたします。

1番の方がおっしゃっていたのですが、検事の方のほうがしゃべり方が非常に上手だとおっしゃっていた。やはりしゃべり方とか、証人もそうだと思うのですが、すごくそういう部分というのを大きいかなと。

では、3番の方お願いしていいですか。

(3番)

はい。写真やものと違って人が話す内容なので、やはりその話す人、人物像からしか、態度というのは、最も分かりやすい判断しやすい基準にはなると思うので、少なからず判断し得る基準にはなるかなと感じます。

(朝日新聞)

分かりました。これは全員に伺いたいのですが、今回、裁判員の御自身の経験を通して、裁判員制度のここはもっとこうしたほうがいいよというところはありましたでしょうか。

(司会者)

では、1番さんから。

(1番)

周りで裁判員になっている人が一人もいなくて、裁判員は制度はあってもなる人はいないんではないかと思っている、会社の人も初めてだよという、友達も初めて

という人が多かったので、選ばれてなるものですけれども、少し裁判は身近なものだよということと、あと、裁判員になってびっくりしたのは、傍聴は普通に裁判所に来たらできるということを知らなかったので、傍聴する、裁判所をもう少し身近なんだよということを知りました。裁判員になって。時間があれば涼みに来る人もいるとは聞いたのですけれども、裁判長から。涼みに来たり暖かいので来る人もいるということなのですけれども、時間があったら来たいよねと裁判員の人と最後言っていました。

(朝日新聞)

御自身としては、裁判を経験されて裁判官との時間も含めてすごくいい体験だったと。

(1番)

そうですね。いい体験と、一つの事件にかなりの時間と人を割いてするので、報道というのですか、ニュースやテレビでの報道について少し考えるようになりました。これはかなり考えた結果なんだなということですね。

(朝日新聞)

分かりました。ありがとうございます。

では、すみません、2番の方も。

(2番)

私、裁判員候補になったとき、年齢的にいって当然辞退していい年齢でございましたけれども、あえてそういうことをしませんで、裁判員に選ばれて経験させていただいて非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。

(朝日新聞)

何か、ここのあたりのここはこう変えたほうがいいとかというのは。

(2番)

そうですね。特に私はそういう意味の改良の点というようなことはないと思いますが、事件によって非常に難しいと思うのですね。私はたまたま、言葉悪いですけ

れども割と簡単な事件といいますか、そういうものに当たりましたので、割と理解できたと思うのですが、先ほどの殺人事件などという大変な事件なので、裁判員を担当されるということは非常に大変なことだというふうに思います。特に、だから改良をするというようなことを申し上げることはありません。

(朝日新聞)

3番の方、お願いします。

(3番)

現時点で、もっとここはこう工夫したらいいという点は、現時点ではないです。

(朝日新聞)

分かりました。4番の方、お願いします。

(4番)

私も、2回、3回やれば、これを経験すれば、何かそういう方もいらっしゃると聞いて驚いたのですけれども、やれば次の改善点を見ればこうしたほうがもっといいですというのが言えると思うのですけれども、全てが初めての経験だったので、今こうしたほうがいいですと思えるところというのは特には思い当たらないのですけれども、やはり私の場合4日間だったのですけれども、4日間それなりにずっと頭使って知恵熱出るんじやないかぐらいに考えて、ずっとそのことだけを考えて4日間やって判決出て、多分殺人事件とかを経験された方はもっと精神的な負担とかもきっと私よりはあったんじゃないかなと思うので、たくさん評議した結果出た判決で、例えばさらに上に行った控訴審とかで今ちょっと前ニュースになったような感じだったりすると、前例がとか判例がというふうになると、それを見て単純に、そういう専門家が見てさらに次のステップでそういう判断をされているというのは法律でも決まっているし、判断されたことなんだなとは思うのですけれども、私もこれを経験したので、そこに至るまでに、判決するまでにすごい話し合わされてきたのが、次でがらっとじゃないですかけれども覆るというのがやはり気持ち的にはどうなのかなというのはちょっと感じました。

(朝日新聞)

5番の方、お願ひします。

(5番)

意見交換会の御案内で、最後に、これから裁判員になられる方にメッセージという、聞きたいうちの3項目に一つ入っているのですね。

それで、結局は裁判員に参加して僕は非常によかったというのは第一です。しかし、ちょっと改良点といつては生意気なのですが、守秘義務についてどのように思われるというのがあるのですが、これは余りにも、今、言ったようにこの裁判員の方をいい意味で広げよう、幅広く参加してもらうというには、この守秘義務というのはある程度の、どこまでの程度かというのが、当初、家族そのぐらいには言ってもいいけれども、この範囲はだめだよ、何かすごくそこに窮屈に縛られるものですから、じゃあ友人でも何でも会った場合に、実際やったことで、これすごくよかつたよ、なかなか出れないよという、そういうようなちょっと前向き的なことを話そうと思うのですが、どうしても守秘義務とかで、こういう書類でも何でも置いていかないといけない、それはいいんです、置いていっても。だから余りにもちょっとそれが窮屈しますと、もうこれいちいちそんなこと取り上げることないなと思いますですね。一つ二つ言いたくても、そこに対してはもう余計なこと言わないほうがいいんだなという感覚になると、今、言ったようにメッセージを、裁判員となられる方にメッセージということになりますと、私が平然もうちょっとしゃべっていて、友達でも、しゃべっているとき、おい、すごくいいぜ、本当に勉強になるぜというときに、もしその彼が裁判員の呼び出しが来た場合、僕の意見は少しはプラスになるかと思うのですが、余りにも守秘義務、守秘義務いっていると、その範囲が余りにもちょっと窮屈過ぎるというので、これはもうしゃべらないほうがいいなという意見なので、その点はちょっとどうですかねという気持ちがありました。

(司会者)

申しわけありません、5番さんが守秘義務の内容を誤解されているといけないの

で若干補足させていただきますと、裁判員を務めたということ、それから裁判員を務めた際の一般的感想や法廷で見たり聞いたりしたことをお話しになること、これは守秘義務に触れません。ですから、お友達に俺、裁判員やったんだよと、こういう事件だったんだよというようなことをお話しitただくとか、やってみてすごくよかったですよと、あるいは裁判官って結構さばけていておもしろいというようなことも、お話しitただくことは全く問題ございません。

(5番)

事件に関してもですか。

(司会者)

事件に関しても。

(5番)

殺人事件、僕が担当した事件ありましたよね。そういうものに対して、おまえ何やったのというときにはどうなる。

(司会者)

構いません。それは公判で明らかになっておりますので、殺人事件の裁判を担当したと言つていただいてそれは問題ございません。

(5番)

そうですか。

(司会者)

評議の中身を話したらいけないというのが守秘義務ですので。

(5番)

いや、私もちよつと生意気なことを言うのですが、広めようとするには、ちょっとひとつ我々の言葉も大事じゃないかと思いまして。

(司会者)

ありがとうございます。

(朝日新聞)

6番の方、お願いします。

(6番)

裁判官の方たちが、余りにも私たちに気を遣いすぎているのが、それがかわいそうに思えて、そこをもう少し改善なさってもよろしいんじゃないかなということが改善点として申し上げておきたいと思います。

(司会者)

私なんかは普通に接しているのですけれども、あるいは気を遣いすぎている人もいるのかもしれません。分かりました。

では、記者の方申しわけないです、予定の時間を過ぎていますので、これでよろしいですか。

(朝日新聞)

はい。大丈夫です。

(司会者)

では、長時間お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

今後とも、裁判員裁判に御協力をよろしくお願ひいたします。